

「上峰町体育館・武道場、教育施設(2棟接統一括)建設工事」に関する入札公告の訂正及び追記について

上峰町公告第 125 号

令和 8 年 9 月 18 日付け上峰町公告第 123 号で公告しました標記工事の条件付き一般競争入札について、公告内容の一部を下記のとおり訂正及び追記します。

令和 8 年 9 月 28 日

上峰町長 武廣 勇平



記

一訂正箇所一 3 入札参加資格 (6) 共同企業体の代表者以外の構成員の要件

【訂正前】

(6) 共同企業体の代表者以外の構成員の要件

(ア) ～略～

(イ) ～略～

(ウ) 佐賀東部土木事務所管内に建設業法上の本店を有している者であること。

(エ) 配置予定の監理技術者は、一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有し、かつ監理技術者資格者証を有する者で、申請時において3カ月以上継続して雇用関係にある者を当該工事現場に専任で配置することができること。

(オ) 単体もしくは共同企業体での建築一式工事に係る公共工事を施工した実績を有すること。

【訂正後】

(6) 共同企業体の代表者以外の構成員の要件

(ア) ～略～

(イ) ～略～

(ウ) 配置予定の監理技術者は、一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有し、かつ監理技術者資格者証を有する者で、申請時において3カ月以上継続して雇用関係にある者を当該工事現場に専任で配置することができること。

(エ) 単体もしくは共同企業体での建築一式工事に係る公共工事を施工した実績を有すること。

—追記箇所—

3 入札参加資格 (6) 共同企業体の代表者以外の構成員の要件の次に次の1項を加える。

(7) 共同企業体の構成

代表者以外の構成員の本店の所在地は、次に掲げるところによる。

(ア) 構成員が2者の場合にあっては、代表者以外の構成員は、佐賀県東部土木事務所管内に建設業法上の本店を有している者であること。

(イ) 構成員が3者の場合にあっては、代表者以外の構成員2者は、いずれも佐賀県佐賀土木事務所又は佐賀県東部土木事務所管内に建設業法上の本店を有し、かつ、そのうち1者以上は佐賀県東部土木事務所管内に建設業法上の本店を有している者であること。

なお、本公告を行ううえで、申請期間を次のように改める。

—訂正箇所— 4 入札参加資格手続き及び提出書類 (1) 申請期間

【訂正前】

(1) 申請期間 令和8年9月24日(木)から令和8年10月16日(金)まで

【訂正後】

(1) 申請期間 令和8年9月24日(木)から令和8年10月23日(金)まで

※上記以外の点については、令和8年9月18日付け上峰町公告第123号のとおりとする。

以上